

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 22

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央 4 丁目 16-2

稚内市保健福祉センター2階

電話 0162-23-4133

振り込め詐欺被害防止声掛け訓練



9月7日稚内警察署は、セイコーマート南稚内店において、稚内署員、セイコーマート稚内地区事務所、稚内消費者協会会員が参加し、店員によるATM（現金自動預払機）利用の振り込め詐欺防止声掛け訓練を行いました。

振り込め詐欺の手口の一つである「還付金詐欺」は、税務署や市役所等をかたり「還付金を支払う」と偽り、ATMに誘導し現金を振り込ませるもので、道内でも被害件数が増加傾向にあり、防止対策が強化された金融機関ではなく、コンビニエンスストアやスーパーのATMが悪用されることから訓練を実施したものです。

訓練は消費者協会会員が被害者役になり、携帯電話で話しながら、ATMの操作をしているところに、不審に思った店員が声を掛け、振り込みを思いとどまらせ、警察に通報するという内容でした。

市内でも先月、「市役所から医療費の還付金があると電話があった。よくわからないふりをしたら電話が切れた。」と市民から情報提供がありました。市役所や税務署が、ATMに誘導するようなことや、給付のための手数料を振り込んでもらうことは絶対にありません。不審な電話があったときは、あわてず、ご家族や周囲の人に相談しましょう。

★★ 出前講座 ★★★

稚内市消費者センターでは10月26日、稚内大谷高校で、3年生約53名を対象に「気をつけよう！消費者トラブル」をテーマに出前講座を実施しました。

契約やインターネットをめぐる消費者トラブル、クレジット・ローン等、消費者としての基礎的知識やトラブルの回避方法について、「これは契約にあたりますか？」「こんなときどう対応しますか？」など、クイズを織り交ぜながら説明しました。



★出前講座「悪質商法について」の申込み・問い合わせは

稚内市市民協働課 電話（直通） 23-6471まで

相談事例(稚内市消費者センター)

カード番号の流出

【 相 談 内 容 】

今日、カード会社から「今日の午前1時にカードを利用し6万円の買い物をしましたか」と電話があった。「していない」と答えると、「情報流出の恐れがあり利用を停止させるので、今お持ちのカードを破棄して下さい。新しいカードを発行します。」と言われ、住所、氏名、電話番号の本人確認をされた。流出の詳細を聞いても教えてくれなかった。パソコンで調べると購入した履歴はなかった。昨年、ネットショッピングで靴をカードで購入し、中国から発送されている品物だった事がある。あとは心当たりがない。信用できる話だろうか。自分の情報が流出しているのも不安だ。

【 対 処 】

カード会社の消費者センター専用窓口へ確認したところ、電話連絡したのは当社のセキュリティセンターであり、第三者の不正利用を24時間体制で監視する業務を行っている。今回、他にも同様の不正利用が発生したため、即時に対処されたものと思われる。利用停止になったので請求は止められているが、詳細はセキュリティセンターへ問い合わせるようにとの事だった。その旨を相談者へ伝え、一時停止ではなく請求が発生しないのか、情報流出の納得できる説明を求めるよう助言し、ネット上でのカード利用の危険性と注意点を伝えた。

「契約してしまったけど、契約内容に疑問」、「よく考えると必要ない」など、困った時は稚内市消費者センターにご相談ください。

電話・FAX 0162-23-4133

稚内市中央4丁目 保健福祉センター2階

☆☆☆ **無料法律相談の活用を!** ☆☆☆

稚内市は「無料法律相談」を毎月1回実施しています。

相談時間は午前11時から午後2時30分までです。(相談時間は1人25分)

事前申し込みが必要ですので、相談を希望される方は下記までご連絡ください。

【実施日】 11月11日 ・ 12月9日 ・ 1月20日

稚内市市民協働課市民協働グループ 電話(直通) 23-6471